

我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例（案）第2条第1項第1号

改正後	意見公募した改正案	改正前
(定義) 第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 心身障害児 <u>20</u> 歳未満の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。	(定義) 第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 心身障害児 18歳未満の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。	(定義) 第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 心身障害児 18歳未満の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

修正理由：心身障害児の定義を修正し年齢を20歳未満にすることで、重度知的障害者の支給開始年齢を20歳以上に改正することによって生じる18歳から20歳未満の空白の支給期間を生じないようにするため。